

川崎市保育センター—運営費補助金交付要綱

12 川 健 育 企 第 21 号

平成 12 年 4 月 1 日付局長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市を初めとした神奈川県内の保育所職員の研修及び保育内容の調査・研究を通じて、職員の資質向上を図ることを目的として学校法人白峰学園が設置・運営している保育センターの円滑で安定した運営を図ることを目的として交付する補助金について定める。

(対象団体)

第 2 条 この補助金の交付対象は、保育センターの設置・運営主体である学校法人白峰学園とする。

(補助金交付対象事業)

第 3 条 この補助金の交付対象とする事業は、保育センターの運営事業とする。

(交付金額)

第 4 条 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第 5 条 この補助金の交付を受けようとする学校法人白峰学園理事長は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に關係書類を添えて、市長あて提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適切と認められた場合に補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、交付申請団体の長に通知するものとする。

(交付の条件)

第 7 条 市長は、補助金の交付にあたり、次の条件を付して交付するものとし、学校法人白峰学園理事長に通知する。

- (1) 補助金を他の経費に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る収支について帳簿等を整え、常に使途を明確にしておかなければならないこと。
- (3) 補助金に係る申請の内容を変更する必要が生じた時は速やかに届け出て、市長の承認を得なければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、この要綱の定めにしたがわなければならないこと。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付を受けた後、学校法人白峰学園理事長は、次の各号に該当する場合は、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付の対象となった事項又は補助金申請書の記載事項について変更が生じたとき。ただし、軽微な事項であると市長が認めるものを除く。
- (2) 補助金対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事業実績報告)

第9条 学校法人白峰学園理事長は補助金対象年度終了後速やかに、事業実績報告書(第3号様式)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 学校法人白峰学園理事長が、次の各号の一に該当した場合は、市長は補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の方法で補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第7条に規定する条件に違反したとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(返還命令)

第11条 市長は、学校法人白峰学園理事長が次の各号のいずれかに該当し、すでに補助金の交付を受けている場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条第2号に規定する事業の中止又は廃止を届け出たとき。
- (2) 第9条に規定する事業実績報告により、当該補助金の額が対象経費の実支出額と比較して適切でないと市長が認めたとき。
- (3) 第10条の規定に基づき交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備等)

第12条 学校法人白峰学園理事長は、補助金対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金対象事業の終了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間、保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた学校法人白峰学園理事長は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本

部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 2 前項の報告があった場合、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。